

業務改善助成金のご案内

業務改善助成金は中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

制度が次のように拡充されました。

制度の拡充

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10 ^(※1) (労働者数が企業全体で30人以下の企業は3/4 ^(※1)) (※1)生産性要件を満たした場合には3/4(4/5)	50万円	事業場内最低賃金が750円未満の事業場
40円以上		70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上		100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場
90円以上		150万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場
120円以上		200万円	

<ご留意いただきたい事項>

- ① 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- ② 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も助成対象となります。

ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

お問い合わせ先

岩手県最低賃金総合相談支援センター

電話 0120-198077

住所 盛岡市山王町1-1(岩手県社会保険労務士会内)

申請先

【担当部署】岩手労働局雇用環境・均等室 電話019-604-3010

住所 盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号

盛岡第2合同庁舎5階

支給の要件

- ① 事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後6月を経過していること）の賃金を引き上げる計画を作成し、岩手労働局長に交付申請後に賃金引き上げを行うこと。

※ 引き上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になることが必要です。

- ② 岩手労働局長の交付決定後に生産性向上のための設備・器具の導入などを行うこと。

※ 単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輛など、社会通念上当然に必要な経費は対象外となります。

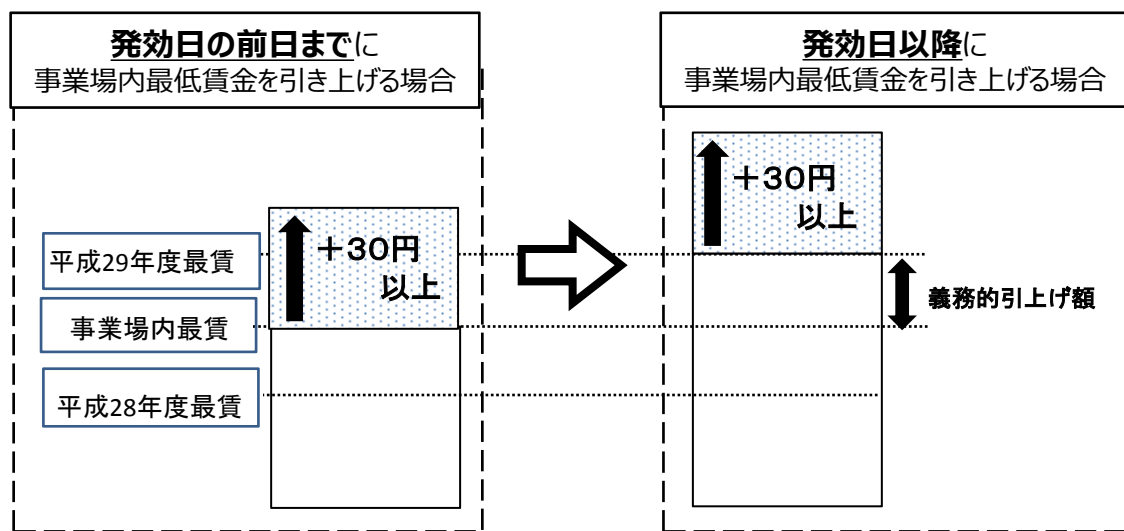
（最低賃金の改定が決定した場合）

- ③ 事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額を下回る場合は、①の賃金引き上げは、その発効日の前日までに行うこと。

賃金引き上げを地域別最低賃金の発効日以後に行う場合は、改定後の地域別最低賃金額を上回る事業場内最低賃金を基礎として、別添リーフレットで示された額以上の引き上げを行うこと。

※最低賃金の改定が決定した場合、例年10月上旬頃改定発効しています。

※平成29年度最低賃金が事業場内最低賃金よりも引き上げられた場合、発効日以降義務的引き上げ額が発生します。



※事業場内最低賃金の引き上げ額が30円以上の場合

※ 申請受け付け締め切りは平成30年1月31日です。